

平成 20 年第 2 回大台町議会定例会会議録（第 2 号）

1. 招集の年月日

平成 20 年 6 月 17 日（火）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

6 月 18 日（水）

4. 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆 之 助 君

5. 不応招議員

な し

6. 出席議員数

16 名

7. 欠席議員

な し

8. 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長兼財政調整課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
住民課長	尾田 秀樹 君	福祉課長	鈴木 恒 君
税務課長	鈴木 好喜 君	建設課長	磯田 諄二 君

産業課長 寺添 幸男 君 生活環境課長 野呂 泰道 君
総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君
報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君
同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

11番 濱 井 初 男 君 12番 前 田 正 勝 君

11. 日程第1号 一般質問

- ・ 廣 田 幸 照 議員
- ・ 堀 江 洋 子 議員
- ・ 直 江 修 市 議員
- ・ 前 川 怜 議員
- ・ 濱 井 初 男 議員

(午前 9時 00分)

再開の宣言

議長(中西 康雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成20年第2回大台町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（中西 康雄君）

本日の会議日程は、お手元に配布してあります議事
日程表のとおりです。

一般質問

議長（中西 康雄君）

日程第1「一般質問」を行います。

14番 廣田幸照議員

議長（中西 康雄君）

順番に発言を許します。

通告順5番 廣田幸照議員。

14 番（廣田 幸照君）

おはようございます。議席番号 14 番 廣田幸照です。本日は 3 点にわたって質問をいたしたいと思
います。

まず 1 番最初に、宮川地区報徳社について質問を申し上げます。

旧宮川村荻原地区の 13 の字には、それぞれ報徳社という組織がございます。例えば江馬区でござい
ましたら江馬報徳社、天ヶ瀬では天ヶ瀬報徳社、熊内では熊内報徳社というふうに、それぞれの字名
を付けた報徳社がございます。初めて報徳という名前を聞いた町民の方も多いと思いますけども、荻
原には昔から報徳運動がありまして、それに従った 1 つの社団法人というものがあるわけです。これ
は毎年教育委員会に現状表という会計報告書を提出して、それが県教育委員会に上がり、そして大日
本報徳社に提出されて指導を受けるという形になっております。

したがって、教育委員会も何らかの形で関与しているんじゃないかという形で質問を行うもの
であります。まず一番最初に、その歴史的経過を教えてください。2 番目にどういう目的で社団
法人という法人格を取得をしているのでしょうか。そして現在の活動はどのような活動をしているのか。
4 番目に定款がございます。各社の定款がほとんど一緒なんです。一部下真手区は事業の内容が変わ
りまして定款が変えられていますが、ほかの社は皆同じです。字名だけ入れ替えてあるだけです。

そして、町の教育委員会はどのようなふうな立場で各社を指導しているのでしょうか。そしてまた県教
育委員会はどのような指導をなされているのでしょうか。まず報徳社についてこの 6 点について質問い
たします。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

1 番目の宮川地区報徳社についてのご質問に、お答えをいたします。

1 点目の旧宮川村荻原地区の 13 報徳社の歴史的経過でございますが、昭和初期の大恐慌の最中、現

在の 13 報徳社が所在する旧荻原村においても例外でなく、多額の負債、失業者の増加など、村は存亡の危機にさらされておりました。そのような状況下、当時の大屋新三郎村長の決意により、その難局を打破すべく大日本報徳社からの指導を仰ぎ、二宮尊徳翁の教育を 1 つの基礎として、村を建て直そうと立ち上がりました。

その後、報徳山村工場、報徳病院事業を開始し、後者にあつては現在の町営報徳病院となっております。また昭和の大合併に伴う 2,000 町歩にわたる村有の山林処分問題の解決策として、その山林を報徳社に譲り渡し、永代にわたり各地域の共有財産として管理していく道を選び、13 報徳社を設立し、現在に至っているところでございます。

次に、2 点目のどういう目的で法人格を取得しているのかとのご質問でございますが、さきほど申し上げましたとおり、当時村を建て直すべく各種報徳事業を推進していくためと、あわせて昭和の大合併後の山林処分問題を解決していくうえで、大日本報徳社の単位社として加盟するため公益法人格の資格が必要であったこと、及び税制面での優遇面を考慮してのことによるものでございます。

次に、3 点目の現在の活動はとのご質問ですが、各報徳社における活動については、法人ですので各社単位で社長を中心に計画を実施していただいている状況であります。近況の内容としまして二宮尊徳が説く、「樹木更生及び経済道徳融和論」を基本とし、定款の定める事業として各報徳社の所有林の間伐等事業、地域集会所の整備、町道林道の草刈り、それに加え「機関月刊誌報徳」の講読回覧を行い、社員への活動啓発を実施しております。

4 点目の各社の定款が全く同じなのはということなのかとのご質問でございますが、公益法人化に向けた定款を作成するには、大日本報徳社の指導及び承認を受ける必要があることから、同じ報徳理念による定款作成が必要であったため、町内 13 社の定款はほぼ同じ定款となっているところでございます。

5 点目の監督部署である教育委員会はどういう立場で各社を監督しているのかとのご質問ですが、民法第 67 条、第 84 条及び第 84 条の 2 の規定により、公益法人の設立許可及び監督に関する権限ですが、報徳社の場合は文部科学省でその権限を三重県教育委員会が委任されております。そのことから町教育委員会には監督の権限はございませんので、監督部署でございます三重県教育委員会と各報徳社間の連絡調整という立場をとらせていただいております。

6 点目の県教育委員会はどのような指導をしますかとのご質問ですが、法人の監督業務として、民法第 67 条と県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第 49 条に基づき、3 年に 1 回の監査の実施、及び三重県公益法人年次報告に基づく通帳をはじめ制度改革に伴う説明会等を実施しております。

なお、本年9月に13報徳社の監査が予定されております。以上、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

歴史的経過を述べられました。法人格を取得しているのは主に税制面の利益をねらったものであるというふうなことを述べられました。現在の活動については間伐、あるいは町道林道の整備等々と言われましたが、これを報徳社で行っているのはどこもないかと承知しております。そして町の教育委員会は連絡調整のみであるということでございます。

さて、私がこの質問をいたします趣旨はですね、各単位報徳社は義務土台金、聞き慣れない言葉ですけども、義務土台金と称する大日本報徳社への負担金を納めているわけなんです。この負担金について各単位報徳社はどうも不合理だなと考えつつ、仕方なく納入しているのが実情なんです。そして現在の活動もほとんどなされてない。報徳精神に基づいた活動はほとんどなされない中でですね、加入をしているメリットのない大日本報徳社を脱退したいなと、こういう負担金を納めたくないなというふうなことを考えている人が非常に多いんです。

ところがですね、脱退すると定款に記載されている第44条、第45条に抵触して、区有の所有をしている区有林はすべて本社に帰属することになってしまいます。つまりこの昭和29年法人格を取得する際に、当時の村長が考えた村有林2,000町歩に及ぶ村有林をそれぞれの単位報徳社に持たせて散逸を防ぐ、そしてまたその山林収益を所得税を払わなくて、国税を払わなくて、その単位報徳社の収入として自立更生を図っていくと、こういう目論見はですね今、すべて絵に描いた餅に期しているわけです。

各区の義務土台金の金額は、年間59万2,300円にあがります。そのほかに荻原地区報徳社連合協議会という組織がありまして負担金の上乗せがあります。ここに定款があります。この定款にですね、理事会及び総会の決議を経て、かつ三重県教育委員会及び大日本報徳社の承認を受けという文言が随

所に見られます。どういふところにあるかと申しますと、第 37 条の基本財産の管理あるいは処分、第 39 条の事業計画の届出、第 40 条の事業報告書の届出、第 41 条予算外義務負担と、そして第 43 条定款の変更、第 44 条解散、第 45 条残余財産の処分、こういうところにさきほど紹介しましたように、三重県教育委員会及び大日本報徳社の承認を受けてということになります。

山林から生じる所得が多かった時代は、社団法人になることによって所得税の支払いが免ぜられていたわけでありましたが、時代が推移しましてですね、今山林の経営はほとんど成り立たない状態があります。そして高齢化に従って出会い作業によって所有林を区有林を経営していくというのは、ほとんどできにくくなってあります。そして義務土台金だけを年間ですね 60 万円近く払っているという形になりますとですね、これは解散して何とかその義務土台金だけでも支払わなくてもいいようにしようじゃないかという考え方が、出てくるのは当然なんです。

したがいまして、そういうことを考えている各単位報徳社をですね、どのように指導していくか、多分昭和 29 年というのはアメリカの教育委員会制度がそのまま直輸入で入ってきたときです。つまり行政側と教育委員会とは独立した関係であった。今のように行政の下に組み入れられている形ではないと、そういう流れを受けているのところでありますから、教育委員会は連絡調整だけだという逃げ方ではなしに、きちっとする指導が必要じゃないか、こう思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、平成 20 年今年であります 12 月、公益法人制度の改革が施行されます。5 年間の猶予があるようですけども、社団法人の課税強化を目的とした登録がなされようとしています。その内容及び各単位報徳社に対する指導は教育委員会としては、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

ただいまご質問の義務土台金についてと定款、あるいはその定款の改めですね、そういったこと。あるいは社団法人の税の強化等の、社団法人についていかにというようなことでございますけども、まず昨今の林業衰退によりまして、山林の価値が下がりまして、報徳活動の主塾の 1 つである山林の

育成管理に魅力がなくなってきたということは、これはもう紛れもない事実でございます。

しかしながら、過去には報徳活動によりまして村の存続の危機を脱することができたことも、ゆるぎのない事実でございます。議員おっしゃいますように、メリットのない大日本報徳会を脱退したい単位社も多いということでございますけども、現状下において報告いただいております現在の各報徳社活動実績の中には、地道に山林保全事業を実施していただいている単位社も複数あることなど、世界的に環境に対する山林機能の重要性が叫ばれてきている昨今、各報徳社において樹木更生の理念の基に、ご協議のうえより良い方向に向かっていただくことを望んでおります。

また、教育委員会からの指導でございますけども、さきに申し上げましたとおり、町教育委員会には監督や指導の権限はございません。また公益法人と申しましても一法人でありまして、社長や役員が在籍されていることから、大台町内の報徳社の定款を見直すだけの問題ではなく、全国の報徳社にも影響を与えますことから、まず町内各单位社並びに荻原地区報徳社連絡協議会において、論議をいただく見直しが必要であれば、大日本報徳社との協議のうえ、検討をしていただくのが適切であるのではないかというふうに思っております。

もう1点の課税強化の件でございます。社団法人の課税強化の件でございますけども、国は民間非営利部門の活動について健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与する目的として、新しい公益法人制度の移行を目指しております。その内容としましては、今まで法人設立と公益性の認定が同時に主務官庁において行われておりましたが、法人設立と公益性の認定とが分離され、法人設立は登記のみで可能となり、公益性の判断については国や都道府県が設置する公益認定等委員会などの意見に基づき、新たな認定基準のもと行政庁が認定及び認可することとなります。

そのような中、平成20年12月1日の新制度施行後、5年間の移行期間は特例民法法人として現在そのまま存続できますが、その移行期間中に新制度における公益法人等の選択し認可、認定の申請を行わなければなりません。その選択肢ですが、平成25年11月までの移行期間中に新制度による認定基準を満たしておれば、公益社団法人への移行申請を行い認定を受けるか、あるいは新制度による認可基準を満たしておれば、一般財団法人への移行申請を行い、認可を受ける必要があります。しかし、移行の手続きが行われなかったり、移行期間に認定または認可が得られない場合は、法人解散となってしまうことということでございます。

現在、三重県教育委員会では県内公益法人対象に、新制度による公益社団法人、公益財団法人への移行に向け研修会などを実施し、移行手続きに向け指導計画を立てている状況でございますので、参考をいただければ結構かと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

予測したとおりの答弁でございました。歴史的な経過からですね、この大日本報徳会の傘下に属しておりますけども萩原村、そして宮川村、大台町と自治体の名前は変わりましたがですね、参加単位報徳社は県教育委員会の指導を受けていることは間違いのないわけです。そしてまた連絡調整とおっしゃいましたですけども、この教育委員会、大台町の教育委員会もその1つの組織であります。

報徳精神は現在にも通じるものがありまして、地域のことは地域でという活性化の理念、これは大事にせなあかんわけです。ところがそれを忘れてしまってですね、さきほどの教育長の答弁のように各単位報徳社では山林の整備をされていると、そういうふうな現状に書いてあると、それは書いてあるだけでありまして、実情はもし山林の管理を出会いでやろうということになりましたら、昔は一本足場丸太を担いできたら 1,200 円、1,700 円になったんだと、今いくらやと、年寄りにそんなもん担がして降ろしてくるんかと、一銭も金にならん止めとけと、こういうふうな形になります。

もう少しですね、苦しんでいる地域の、そしてそういうふうな一つの法人格を持った団体に寄り添って、一緒に考える姿勢を持っていただきたい。人ごとのように連絡調整だけでとスルッと通してしまっただけでは困ります。幸いですね、公益法人の見直しの時期とも重なりますので、単位報徳社の不利益とならないような定款の見直し作業に、さきほど申しましたように、一緒に考える姿勢をとっていただけないかお伺いいたしたい。

議長（中西 康雄君）

教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

さきほども申し上げましたように、私どもは監督官庁ではございませんので、連絡調整ということですね、三重県教育委員会に連絡をしているというようなところでございます。ただ、事実 13 社の報徳社は紛れもなく大台町の地域の法人でございます。そういったことで皆さん方ですね、この荻原地区の報徳社連絡協議会でしっかり議論をしていただき、そしてその結果がどうであれというようなことでありましたならば、私どももですね、ご一緒に検討させていただき、一緒にご協力をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

そのお言葉に期待をいたしまして、何とか 13 報徳社の意見をまとめて、またお願いをすることになります。

それでは、次の質問に移ります。20 年度大台町の人事を検証すると題目を付けましたですけども、県からですね割愛を受けて就任されました前の副町長瀬古正博氏はですね、任期を 2 年残して県政策分の課長職に戻られました。代わって旧宮川の出身で県幹部職員の現副町長余谷道義氏が定年を 1 年早めて退職し、就任されました。その人事も含め 20 年度の尾上町政の検証していただきたいと思えます。

まずですね、この問題を提示したのは、複数の町民からですね、副町長人事については庁内の職員から抜擢すべきではなかったのかと、こういう指摘がございました。町長のお考えは私どもはわかっているわけですけども、町民の方はそういう考えの方もいらっしゃるということです。町長は町長のお考えがあたりだと思いますので、この際ですね、前副町長に期待したとか、そしてその功績を総括していただき、現副町長に何を期待して就任要請をしたのかをお示しいただきたい。

2 番目でございます。3 月議会で撤回された機構改革案で、財政調整課長を廃し、総務課長の業務に一本化するとしましたが、4 月人事では総務課長に財政調整課長を兼任させております。そのねらいは何んでございましょうかということです。

3 点目、3 月議会で撤回された機構改革案では住民課、福祉課を町民福祉課と健康保険課に再編して、国民健康保険・介護保険、そしてこの4 月から開始された後期高齢者医療保険などに対応するといったしました。従来の住民サービスの内容が大きく変わることになっておりまして、現在福祉課と住民課の業務分担はどのようになっておるのでしょうか。

4 番目、宮川総合支所は 22 名の職員数が 4 名減じ、18 名となったわけです。簡素化して効率化を図ることは必要なことであります。しかしながら、12 月議会で各議員が要望した農業を主たる業務とするスタッフの強化は図られたのでしょうか。以上 4 点質問いたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは 2 問目の人事の件につきまして、お答えをいたします。

まず初めに、前副町長についてのお答えでございます。瀬古氏の場合は合併直後の助役として三重県に任用申請を提出し、割愛のうえ就任していただき、原則 2 年間の任期を終えて県にお戻りをいただきました。2 年間、私の補佐と政策及び企画を司りまして、職員の事務をしっかり監督していただいたと評価をいたしております。特に合併直後は多くの各種計画、政策の企画や策定がありまして、各課からの疑問に適切な助言を行い、物事を整理しながら理論立てて事務を遂行していたと考えております。

新しく就任をいたしました余谷氏につきましても、瀬古氏同様、県や国などの関係機関と太いパイプをお持ちでございまして、長い間、県幹部として政策の企画を監督され、優れたリーダーシップがでございます。また環境や森林のスペシャリストとして活躍していただけるものと期待し、就任をしていただいたものでございます。

もちろん庁内の職員を副町長に抜擢する方法もございますが、今は県等の他の組織で身に付けられた新しい考え方、グローバルな視点、そして環境や森林についての知識の豊富な方が必要と判断し、余谷氏を選任した次第でございます。

2点目の総務課長と財政調整課長の兼務でございますが、財政調整課につきましては、合併直後は両町村の財政、予算等に町全体にわたる調整や交付税の算定等、独立した課があることがより良いという判断で課を設置し、課長を置いたわけでございますが、合併の調整も済み軌道に乗ってきたという判断、また集中改革プランと予算編成を絡み合わせて調整していくことが財政運営上、最善と考え総務課長に兼務をさせたものでございます。

3点目の住民課と福祉課の事務分担についてお答えをいたします。12月の定例会に提出をさせていただきました町民福祉課と健康ほけん課につきましては、提出議案のように機構の再編をすべきという考えは現在も変わっておりません。ただ、12月定例会におきまして議案の撤回をさせていただいた関係で再考し、議案の決定が遅くなりますと準備期間が少なくなり、新年度に必要な電算や印刷物等の準備や広報が間に合わなくなってしまい、混乱を招き町民の皆様にかえってご迷惑をおかけする可能性がありましたため、再度検討することとしましたので、現在は以前の事務分掌で業務を行っているところでございます。

4点目の宮川総合支所の職員数の減少と、農業関係スタッフの強化についてお答えをいたします。まず町民室の2名の減少につきましては、役場全体の業務調整の結果の減数でございます。生活環境課を増員をいたしました。産業室の2名の減数につきましては、商工観光部門を本庁産業課に置いたものでございます。これにつきましては観光の拠点は宮川地域であります。問い合わせ等については本庁へのものが大変多いことから異動したものでございます。

農業や林業部門の体制は以前と変わっておりません。行政組織の再編に関しましては、今年度再検討する予定でございますが、トータル的に考えて住民サービスの低下を招かないように、配慮しながら考えていく必要があると考えております。

宮川総合支所の人員の縮小につきましても、元宮川村の村長としては避けたい事項ではございますが、今後の財政運営を考えますと、組織のスリム化は避けて通れない状況でございます。近隣の多気町におきましても、この4月に勢和振興事務所の室を廃止し係制にいたしました。20人から現在10人になっておるということでございます。またお隣の大紀町につきましては、すでに合併時に分庁方式により、スリム化が図られております。合併により庁舎の位置が変わり、距離時間的にご不便はございまいしょうが、この距離は縮まるものではございませんので、トータル的に考えて住民サービスが低下したという印象を与えないように、今後も引き続き行政運営をしていきたいと考えております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

前副町長は県に戻られてから二度ほどお会いする機会がございました。ご本人も大台町で非常にいい経験をさせてもらった。これを今後のまちづくりの支援室の室長として生かしていきたい。また大台町のためになれるならば、一肌も二肌も脱ぎたいというふうなことを申されております。あとに期待するところであります。

また、新たに就任された余谷副町長は、旧宮川村栗谷出身の方でございまして、今までの経験人脈というものは豊富でございます。さきほど町長も申されたように、その太いパイプを生かして、この大台町の町おこしに、特に環境とか森林に堪能な方でございますので大いに期待をしたい。特にまた父祖の地でお役に立ちたいというその心意気は大いに期待するものであります。

複数の町民が指摘した内容はですね、端的に申せば町職員を副町長にすれば、町職員 1 名分の給与、幹部職員の 1 名の給与がですね浮くのではないかと、800 万円ぐらいですか、700 万円ぐらいですかという話でした。だから費用対効果をそうあんまり近視眼的に計ってはいかんですけども、やはりそれもきちっと説明をしていただき、またそれに見合うご活躍をお願いしたい。この質問にもしお答えできるならば、6 チャンネルを通じてしっかりと町民の方々にご説明をいただきたいと思えます。

財政調整課長は合併後の調整のために、それぞれ性格の異なる町と村でございまして、2 つの流れをそのまま生かせるような形で、あるいは上手くすり合わせるような形で必要であったと、また集中改革プラン等々が進行するに従って、総務課長にその業務を任せていくのが効率的ではないかというお考えでございました。そう考えてみると、あと財政調整課長職が復帰すると、復活するということはないでしょうな。意地悪く考えればすな、たくさんの課長職がおりましたもので、1 つポストを用意しておかんと配置できんだわなということになるんかなという話も、町民の中で出ていたことを紹介をしておきます。

それから、総合支所のですね人員減につきましては、町民室が6名のところが2名減じて4になりました。産業室は6名のところ2名減じて4になりました。町民室の減員はですね、減ったことは今のところ業務に差し障りがないようでございますので、是とするところであります。旧村民の中からもですね、あの子ら仕事もなしに大変だろうなというような声が最近は聞こえなくなったように思います。

それとですね産業室の人員減、これはさきほど商工観光関係の職員を本庁に持ってきたということですけども、町長の約束した地域回りを密にして、現場に足を運んで、現場の声を聞くという体制は取れているのかと、実際にですね、私が熊内地区の区長として役場に足を運びますが、非常にこう留守の方が多いんですね。たまたまこういう形で本庁のほう役場のほうへ来ることがありますもんですから、むしろ中山間地域直接支払制度についても、農地水環境保全向上対策事業にしても、全部調整はこちらへ来てやっております。住民サービスの低下をきたさないんだというふうなことであれば、やはりもう少し考えていただく必要があるんじゃないかと、こういうように思います。

産業室においては浦谷とかですね、栗谷なんかをピンポイント的に町おこしの取り組みには力を入れているんですけども、ほかに力を入れているところ、こういうこともやっているんだ、こういうこともやっているんだということも、お示しいただいて、さきほど町長の言葉の中の住民サービスの低下をきたさないんだと、きたしていないんだということをご証明いただけたら有り難い。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

まず、その副町長に絡んでの町民の皆さんのお声が、庁内から上げたらどうやというようなことでございますが、700万円なりにしても800万円にしましても、確かにそういうような形で上げてきたら、その部分は幾分かは節約できる。そういう部分があるんだろうと思いますが、副町長の人事と言いますのは、言わばそういうお金に絡んでですね、どうのこうのということではない、いろんなその事業の展開なり、今後の町のあり方なり、いろんな部分を私の補佐役として考えていただかん

ならんというようなことでもございますし、また組織の取りまとめを行いながらですね、これからの町の振興のためにやっていただかんならんという、ものすごく大きなグローバルな視点で物事を考えておっていただかなならんというようなことで、非常に大きな重要な職責であるというようなことでもございます。

そのことをもってですね、職員を上げたら安上がるのにとというようなことでは、なかなか将来の大台町は見えてこないのではないかなと、そういう思いを持っているところでもございます。

また、財政調整課の課長職でございますが、これは私の頭の中にはその総務課ということで一本化をしていくという頭がございます。したがって、12月のおりにも出させていただいたんですが、その財政調整課を廃止して、総務課に一本化すると、そういう形で考えていきたいというふうに思っているところでございます。これは両町村とも合併前まではそれぞれ総務課で財政の仕事をしてきたと、こういうことでもございますし、1万1,000人弱の町でもございますので、当然そこら辺は行っていくべきではないか、また一本化したときにですね、事務の支障は何ら出てこないのではないかと、かえって上手く連絡調整がつきながら、仕事かできていくんやないかと、そういう考えを持っているところでございます。

また支所、とりわけ産業室の職員の減というようなことでもございます。商工観光の関係がありましたんで、こちらのほうへ引っ張ってきたわけでもございます。ただそのことで私も気になるのは、支所がですね徐々に徐々に人が減っていくやないかと、以前は本当に40人、50人働いていたのが、今10数人しかおらんというような本当に寂しいなという気持ちはわかります。わかりますが、そういうようなことの中で合併というふうなこともやっていかなあかんということで、今に至っておるようなことでもございますが、その産業室の2人が減ったことで、町民の皆さんと色々な現場で会話もし、あるべき姿も論じながら、町民サービスというようなものを維持、あるいは底上げしていくんだというようなことには、なかなかつながっていきにくいようなことかもわかりません。人が減っていきますと。

ただ、私としましては今度の機構改革の案を出させていただくときには、そこら辺も重視しながらですねやっていかならん。人が多ければいいというようなことにはならない時代です。そこら辺は町民の皆さんも十分ご理解いただきたい部分でございます。全体として減らしていかなきゃならん、こういうようなことの中で対応していく必要がございますんで、そこら辺をご理解いただかんならんのですが、その中でよりサービスが低下していかないような工夫が求められる、こういうことでもございます。その分職員にも負担というものが当然出てこようかと思いますが、しっかり働きながら対応していく、またどんどんどんどん町民の皆さんの視点に立って行動する。考える、そういうような

職員像というものが、今後も必要になってくるのじゃないかなと思っているところであります。

また、この地方分権の時代です。政策立案能力というふうなことも身に付けていくということも、非常に大事な分野でもございます。そこら辺もですね、いろんな町民の皆さんの思いもくみ取りながら、政策を立案できるような職員像の確立というふうなことも、今後大事になってくるのやないかなと、そこら辺も重きを置きながらですね、研修等も重ねていかねばならんと、こう思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

町長のポリシーがですね、職員のほうにも深く浸透して行って、住民サービスの低下をきたさないような形に行政に邁進されることを望んでおきたいと思ひます。

私は38年間の教員生活の中で、ときには校長の立場で、ときには保護者、生徒の立場でということ常々教育を受けてまいりました。町長の立場として考えますれば、この人事はうなずけるものがあるわけです。ところが住民の立場で考えると、さきほど町長申されたように何となく寂れていったということになるわけですね。12月のときにも申し上げましたけども空きスペースの活用も含めて、また今、商工会は総合支所に置かれておりますけども、チラッと聞きますと、何か約束があつて1年なり2年なりでまた引き上げてくるというようなことも聞いたように思ひます。そういうことにならないように、なるべくああいう施設を活用していただくことも考えていただきたい。

昨年12月の議会です、我々議員の思いをくみ取っていただいて、また提出議題の否決による一事不再議を避けたと思ひているんですけども、議案を撤回されました。それはそれで良しとするところでありますけれども、人事権は町長にあるとはいへどもですね、今回のこの人事の振り方はどうも我々の意見を十分に入れているのかなと、議員というのは何なんやろなというふうな思いもいたしました。

また、もう1つ申し上げますとですね、行政と住民の間に立って連絡調整にあたっている区長や連

絡員さんに、どのような形でお伝えするのか、この間の4月30日の区長連絡委員会については、この組織の改編、まだ改編が形になってないわけですから、こういう考えがあるんですよというふうなことは、なぜお伝えにならなかったんだろうと、宮川地区の区長さんの中にはそういうことも申されている方もございました。2点についてお答えをいただきたい。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

今回の人事がですね、いろんな人の考え方なり意見が反映されていないのではないかと、こういうようなことですが、この部分、私は私なりに考えさせていただいて、将来こうしていくのが必要ではないかと、そういう1つの流れの中で対応させていただいたようなことでもございます。そういうことでお考えをいただければ大変有り難いなというふうに思いますし、またそのこととかですね、今後のありようについて区長さん方、あるいは町民の皆さんにもどのように考えて、どのように伝えていくのかというふうなことでもございます。区長会のおりにはまだサラッとしか言えるような段階でございません。今でもサラッとしか言えないようなことなんです、早ければ9月末ぐらいにまとめさせていただいてですね、その後、全員協議会等で議論もいただく中で、12月の議会にかけさせていただいたらなあ、こう思っているところでございます。

そういう中でワーキングチームと言いますか、そういうもの立ち上げながら検討が始まっていこうと、こうしているところでございます。そういう段階でもございまして、あえて区長会で申し上げるようなことではございませんでした。そういうようなことでもございまして、事前にですね、こうしたらどうやる、ああしたらどうやると言うて聞けるようなものでは当然ございません。区長会とか他の人にですね、ご相談申し上げるようなことではない。こちらに専権事項であるというふうなことの中で考えていかならん。ただ、そのことについて皆さんからご叱声をいただいたりですね、譴責をいただくというふうなことはあるかもわかりませんが、そのことにですね、やはり責任のあるような形で対応はさせていただかんらんと、こういう基本的なスタンスでございまして、よろしくお

願いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

町政懇談会も、この議会終わってから各所で開かれるようですから、ひとつ住民の意のあるところを十分くみ取っていただいて、専権事項であるとは言え、ひとつ住民サービスの低下をきたさないような形での運営をお願いいたしたいと思います。

それでは3番目のですね、大台町発注の諸事業の入札、あるいは随意契約についてお尋ねをいたしたいと思います。

町発注の公共事業や公共工事は入札または随意契約によってなされているわけでありますが、随意契約によるか、競争入札によるか、その基準をお示しいただきたいということ、そして随意契約となっている主な事案について、簡単でよろしいですから、これが随意契約、これが随意契約という形ですね、ご説明いただきたいと思います。

2番目、入札について不成立になった事案はないか、今のところ私のほうではそういう不成立になったという事案はないように思ってますけども、業者が採算が取れないとして応札をしなかった場合は、どのように対処いたしますかということですか。

3点目に、広域行政組合運営のクリーンセンターは、本年度で建設した会社とのメンテナンス契約が終了するわけですね。そして本年度中に新たなメンテナンス契約を結ぶ時期となります。現在の会社以外に応札する業者はあるのでしょうか。ないとはね町長の口から申せませんでしょうけども、他の市町の事例をですね、紹介をいただきたいと思います。

入札の場合、落札率が明記されます。昨日の同僚議員の質問にもございました予定価格の95%、あるいはそれ以上の場合と、大幅に下回る場合とがありますが、どう評価されるのか、これもごく手短かに説明をお願いしたい。予定価格よりも低く落札された場合、剰余となった金額はどのように活用されるのか。この5点についてお答えいただきたい。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは町発注の事業の入札、あるいは契約についてお答えいたします。

まず、1点目の随意契約によるか競争入札によるかの基準を示していただきたいということでございます。まず当町におきましては競争の原則を念頭に置き、地方自治法に基づき、あくまでも競争入札を原則としております。その中で契約の性質または目的が競争入札に適さない場合、緊急の必要により競争入札に付すことができない場合、及び競争入札に付すことが不利と認められる場合など、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく場合に限り、随意契約によるものとしたしております。

2点目の入札において、不成立になった事例及びその対処方法についてですが、合併以降競争入札が不成立になった事例はございません。また応札者がゼロとなるなど入札結果が不調となった場合については、設計の見直しや指名競争入札で行う場合は指名業者を入れ替えること、また地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく、いわゆる不落随意契約など、その原因に最も適した措置を行うことを想定しております。

次に、3点目の広域行政組合運営の奥伊勢クリーンセンターの維持管理についてのご質問ですが、施設は平成16年度、17年度に性能発注方式で建設をされまして、維持管理につきましては関連会社であります住重環境エンジニアリング株式会社大阪支店と、平成18年4月から3年間の運転管理業務委託を行ってまいりました。委託理由といたしましては、施設の適正な維持管理を行うためにも、施設のシステム内容を熟知しており、機械の調整、薬品の調整など施工業者との連携を密にする必要があることから、関連会社に委託をしてまいりました。

現在の委託会社以外に対応する業者につきましては、条件面を考慮しなければ応札する業者はあるとは思われますが、施設は複雑化した機器関係によるシステムの管理となっておりますことから、突発的事故にも即座に対応するためには、設備内容に熟知したスタッフが必要なことと、性能発注方式

で建設したことにより、施設の中には処理ラインシステム及び運転管理システム等の特許に値するものもあることから、他の業者による維持管理が困難であります。他の市町村の事例につきましては、県内はもとより全国的に見ても建設した業者の特殊性と信頼性をもとに管理委託をしている自治体や組合が大部分を占めております。

なお、現在の維持管理会社には6名中3名が地元から雇用されておりますことも踏まえ、住重環境エンジニアリング株式会社大阪支店と運転管理委託を行うことを検討しておりますが、委託にあたりましては適正で安価な維持管理を行うよう十分配慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、4点目の落札率が95%、あるいはそれ以上の場合と大幅に下回る場合、どう評価するかについてでございますが、落札率につきましては履行するための難易度や必要な原価、損益分岐点価格など、多種多様な要素が入札物件ごとに違いますので、すべての入札物件について、画一的に評価を行えるものではありませんが、当町における公共事業の入札結果につきましては、適正な入札の結果であるものと認識しております。今後も品質の確保を行いつつ、透明性及び公平な競争性を確保すべく取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の剰余となった金額はどのように活用されるかということでございますが、複数年の継続事業であれば、次年度に予定する事業を前倒しで行うこともありますし、単年度事業であれば工事完了後の不用額を補正を行い減額するなど、入札差金については事業の性質に鑑みケースバイケースで最善の対処を行っているところでございます。

最後になりますが、公正な競争性を保ち財政的な利益を考えるとともに、公共事業の利用者となる町民の方々に対し、価値の高いサービスの提供を行えるよう品質の確保にも努めながら、今後とも適正な公共事業の発注が行えるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

競争の原則に従って、例外的なもの以外はすべて入札を行っているということでございます。

そこで二次質問としましてですね、随意契約の例として私のほうで考えておりますのが、合併浄化槽のメンテナンスクエアでございますですね、これは2社に随意契約をしておると思うんです。これは合特法というのがございまして、クリーンセンターができてですね、海洋投棄が禁止されてそういう施設が建設されて、し尿汲み取り業者の方の採算が取れなくなってきたということを理由に、その採算が取れる、また業種の転換、経営の内容の改善が図れるようにということで、合特法という法律ができました。合理化特別措置法案というのですかね。

そこで、2社との随意契約というふうにやっておるんだそうですが、市町村型、また町設置型合併浄化槽は現在300基ほどございまして、4,200円ずつ払っている、あるいはもう少し多い家庭もありますが、それが12ヶ月、1,500万円程度、公共下水道の保守点検が350世帯でやはり1,764万円という形になります。合わせてですね3,200万円程度の金が随意契約ということ、合特法で守られているというわけですが、これから大台地区にもこの市町村型の合併浄化槽が広げるわけですね。そうしたときに範囲が段々広がるわけです。今の2社の契約でいいのかと、随契でいいのかと、前の議会3月議会で同僚議員の質問に対して、4,200円の料金は上がらないんかと、上がるという噂があるという話があったときに、町長は、上がらないでしょうと、絶対上がらないとは申されませんでしたかね、そういうことを言いました。もう少し競争原理を働かせればさらに透明性が増していくのではないかと思います。これが1つの例ですね。

町有自動車の車検です。本庁には38台ございます。総合支所には36台あります。消防自動車が33台、社協と外部団体のが20台、これはそれぞれの管理しているところで違うわけですが、町内の業者に出しております。これも高い安いがあるように少し聞いておるんです。もう少し透明性のあるような形でね、町内の業者さんをお願いするのはこれはいいと思うんですね。今ですね、これは郵便会社のこういう車両を管理している会社、つばさシステムというものですか、それなんかにはこういう対価表がきちっとあるんですね。そういうものがあって透明性を確保したうえで、町内業者の育成ということをきちっと考えていただきたい。そういうふうに行われているならば、こういうことをやっているんだということも説明していただきたい。

さらに、広域行政組合運営のクリーンセンターというのはですね、さきほどの説明もありましたように、もう1社独占になってしまいますね。住友重機建設でしたかな、それはもう独占になります。それだからこそ尾鷲でも鳥羽でも談合の問題が起ってくるんです。これもね町長の言うようにきちっといろんな品質も保証してというふうなことが確保できるのかと、昔NECは一円で県庁の電算システ

ムを落札しました。それで儲かるんかと、儲かりませんと言うのですね。何で儲けるんですかと言うたら、あとのほうの随契で全部儲けますと、こういうことでした。その辺の品質、あるいは価格の保証できる担保というものはどういうところで取れるか。

落札率の大きい、この間同僚議員からも質問がありましたが、29.9%落札、私もいささか気になりましたので、該当者に聞きました。これは同窓生で非常にこう昔からの付き合いがございましたので、あれで儲かるのと言ったら、儲かりませんと、町の見積どおり400万円超えてますと、しかし、役員の中に宮川出身がおりまして、地域にお返しをしたいという熱い思いがありまして、切れるところは切って、ああいう落札率になりましたということになりました。残り時間少のうなってますけども、ひとつ端的にご説明いただきたい。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

まず、合特法の関係であります。この2社の時間がありませんのであんまり詳しくは答えられませんが、2社で独占やないか、そしてまた市町村型で大台に広げたら、その分パイがどんどん広がって、独占的になっていくんじゃないかというようなことなんですが、まず大元がですね、廃掃法、いわゆる廃棄物の処理清掃に関する法律ですね、これは市町村が行わなければならない事務というのが、まず大元でございます。そしてその事務をですね、いわゆる業者さんに清掃業者さんをお願いをして、やってきていただいたという経緯がございます。

そういう中で、汲み取りから浄化槽に変わっていく、仕事が減っていく、その代替業務を行わなければならないというのが、いわゆる合特法で定められたことでもございます。そのうえで三重県においてもですね、1つの合理化の基本方針、これは農林省やら土木やらが出ておる分でございますが、そういった基本方針と、そしてまたガイドラインということでそれを受けまして各県、それから県内の市町村、それから三重県環境整備事業協同組合、あるいは市町会、三重県の市町村清掃協議会、そういったところが合意の中ですね、協定を結んで対応していっておるというようなことでもござい

ます。

いわゆるその事務を仕事をですね、保償しなければならないという、こういうような形でございます。そういうことが1つ大元にあるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、その町有自動車等のことでもございますが、これは当然見積も取りながらですね、やらしてもらっております。町内同じ価格ではないかなと思いますんで、どこでどのように入れてもいいような形になっているということでございます。

また、住重環境のこのクリーンセンターの維持管理でもございますが、当然この品質確保というのは当然大事なことでございます。もう最優先されるべきことでございますが、こういうことにつきましてもですね、やはり削れる部分はしっかり削っていくというふうな姿勢は、当然いつもいつもどんな場面でも重要なことでもございます。そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思っておりますし、また最近29.9%というようなコンサルの入札結果がございまして、これにつきましても、近年のその競争の結果ということがございまして、より安くというようなことでもございますが、安かろう、悪かろうではこれこちらがもちませんので、そこら辺はしっかりと押さえていかなあかん、そのためにやはり品質を確保するためには、制限なしというようなことでは具合悪いというようなことで、5月からですね3分の2の最低制限価格を設定させていただいて、そのうえで競争をいただくと、コンサルにつきましてはそういうような措置をとらせていただいたと、こういうことでございますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

これで廣田幸照議員の一般質問が終わりました。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は10時10分といたします。

（午前 10時 01分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

（午前 10時 10分）